

【消費生活の窓口から】

「話を聞くだけで 100 万円」「当選したので 3 億円を支援する」などの “利益誘引型のサイト” にご注意を！

「相談に乗るだけで報酬がもらえる」「当選金を受け取ることができる」などとうたって誘導し、登録後にサービスの利用料金や手続き費用等として高額なお金を請求するサイト

（以下、“利益誘引型のサイト”）に関する相談が、全国的に寄せられており、**町内でも被害が出ています**。消費者は気軽にサイトに登録しますが、サービス利用料金や、お金を受け取るために必要な手続き費用等、様々な名目でサイトから次々とお金を請求されます。サイトに指示された通りにお金を支払って手続きをしても、一向に報酬や当選金を受け取ることはできずトラブルになっているので、注意が必要です。

〈事例〉・「話を聞くだけで 100 万円」を信じて手続き費用を払い続けたが連絡が途絶えた。（20 歳代 女性）

・副業仲間をかたる“サクラ”の「一緒に頑張ろう」「報酬を受け取った」という言葉信じてポイントを購入し

た。（10 歳代 女性）

・「携帯一つで稼げる」はずが、お金を受け取るために手続き費用を次々と請求されて支払えなくなった。

（30 歳代 女性）

・SNS で知り合って相談にのっていた女性にサイトに誘導され、やりとりを続けるためにポイントを購入して

しまった。（30 歳代 男性）

・「50 万円が当選した」とのメールをきっかけに複数のサイトに登録し、お金を受け取るためにポイントを購入

してしまった。（50 歳代 女性）

・「政府指定救済金に当選し、3 億円を受け取れる」と信じて手続き費用の支払いを続けてしまった。

（50 歳代 女性）

【アドバイス】

◆「相談にのるだけで報酬がもらえる」「自宅で簡単に稼げる」などとうたうサイトに注意しましょう。

◆メールやメッセージで、「〇〇円が当選した」など簡単にお金をもらえる話をされても返信しないようにしましょう。

◆やりとりをしている相手を安易に信用せず、冷静に判断するようにしましょう。

◆トラブルに遭ったと感じた場合は、消費生活相談窓口か消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[海老で鯛を釣る？棚からぼた餅？“利益誘引型のサイト”-『話を聞くだけで100万円』『当選したので3億円を支援する』などの誘いに注意-\(PDF\)](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3